平成 27年 5 月19日 (火曜日)

目

次

○条例 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月十九日

Щ

П 県 知 事

村

畄

嗣

政

## 山口県条例第三十三号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「。次条において」を「。次項及び次条において」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ( 」を「鳥獣の保護及び

管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同条に次の一項を加える。

Ш

2 認定鳥獣捕獲等事業者 (鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。

が、 次条第一項において同じ。 県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項 ( 鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む )の規定による許可を受け、 又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の

項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。) に規定する従事者証 (次条第二項において「従事者証」とい 規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第

う。) の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日 までの間に行われたときは、 第百二十六条の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、 狩猟税を課さないものとする。

附則第十三条第一項中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、「 ( 鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用され

Щ

行行人所 山口口

県 知 事庁

発発

る場合を含む。)」を削り、「第二条第五項」を「第二条第九項」に改め、 理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法」に改める。 獣保護法第九条第八項 ( 」を「受けた同条第八項 ( 鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は」に、 条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 八項に規定する従事者をいい、 認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」に改め、 以下この項において同じ。 同条第二項中「鳥獣保護法第九条第八項 ( 鳥獣被害防止特措法第六 「鳥獣保護法第九条第八項に規定する」 )に規定する従事者をいう」を「鳥獣保護管理法第九条第 「の従事者(鳥獣保護法」を「 を削り、 (鳥獣保護管 「受けた鳥

附則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。